

# 決 算 報 告 書



## 決算報告書

## 独立行政法人農畜産業振興機構

(単位：百万円)

区分	予算額	決算額	差額	備考
畜産 (肉畜・食肉等)	収入			
	運営費交付金	493	493	-
	国庫補助金	-	-	-
	その他の政府交付金	41,844	41,903	△ 60
	業務収入	-	-	-
	拠出金	5,580	5,382	198
	負担金	-	-	-
	納付金	-	-	-
	資金より受入	238,012	62,304	175,708
	借入金	-	-	-
	諸収入	16	1,250	△ 1,235
	計	285,944	111,332	174,612
	支出			
関係	業務経費	285,451	114,994	170,457
	借入金償還	-	-	-
	人件費	493	410	83
	一般管理費	-	-	-
	その他支出	-	-	-
	計	285,944	115,403	170,540
畜産 (酪農・乳業)	収入			
	運営費交付金	70	70	-
	国庫補助金	-	-	-
	その他の政府交付金	44,398	44,398	-
	業務収入	21,536	19,933	1,603
	拠出金	0	1	△ 0
	負担金	-	-	-
	納付金	-	-	-
	資金より受入	27,545	16,491	11,054
	借入金	-	-	-
	諸収入	-	27	△ 27
	計	93,550	80,920	12,630
	支出			
関係	業務経費	96,931	77,398	19,533
	借入金償還	-	-	-
	人件費	258	213	45
	一般管理費	-	-	-
	その他支出	-	-	-
	計	97,189	77,611	19,578
野菜関係	収入			
	運営費交付金	500	500	-
	国庫補助金	6,281	6,267	14
	その他の政府交付金	-	-	-
	業務収入	-	-	-
	拠出金	-	-	-
	負担金	3,227	1,997	1,230
	納付金	2,618	1,793	825
	資金より受入	2,845	-	2,845
	借入金	-	-	-
	諸収入	-	3	△ 3
	計	15,470	10,560	4,910
	支出			
関係	業務経費	15,173	9,272	5,901
	借入金償還	-	-	-
	人件費	298	272	25
	一般管理費	-	-	-
	その他支出	-	-	-
	計	15,470	9,544	5,926
特産関係	収入			
	運営費交付金	721	721	-
	国庫補助金	1,513	733	780
	その他の政府交付金	10,105	10,105	-
	業務収入	35,483	35,644	△ 161
	拠出金	-	-	-
	負担金	-	-	-
	納付金	-	-	-
	資金より受入	-	-	-
	借入金	80,400	63,919	16,481
	諸収入	-	-	-
	計	128,222	111,122	17,099
	支出			
関係	業務経費	63,856	57,553	6,304
	借入金償還	64,400	53,750	10,650
	人件費	480	411	69
	一般管理費	-	-	-
	その他支出	287	155	132
	計	129,023	111,868	17,155

区分		予算額	決算額	差額	備考
情報収集提供	収入				
	運営費交付金	375	375	-	
	国庫補助金	-	-	-	
	その他の政府交付金	241	204	37	
	業務収入	-	-	-	
	拠出金	-	-	-	
	負担金	-	-	-	
	納付金	-	-	-	
	資金より受入	-	-	-	
	借入金	-	-	-	
	諸収入	44	32	12	
	計	660	611	49	
法人共通	支出				
	業務経費	420	332	88	
	借入金償還	-	-	-	
	人件費	240	207	33	
	一般管理費	-	-	-	
	その他支出	56	49	6	
	計	716	588	127	
	収入				
	運営費交付金	983	983	-	
	国庫補助金	-	-	-	
	その他の政府交付金	206	183	23	
合計	業務収入	455	245	210	
	拠出金	-	-	-	
	負担金	-	-	-	
	納付金	-	-	-	
	資金より受入	37	33	4	
	借入金	-	-	-	
	諸収入	228	264	△ 37	
	計	1,909	1,709	200	
	支出				
	業務経費	-	-	-	
	借入金償還	-	-	-	
畜産業振興事業費	人件費	973	826	147	
	一般管理費	918	670	248	
	その他支出	243	227	16	
	計	2,134	1,723	411	
	収入				
	運営費交付金	3,142	3,142	-	
	国庫補助金	7,794	7,000	793	
	その他の政府交付金	96,793	96,793	-	
	業務収入	57,474	55,823	1,651	
	拠出金	5,580	5,382	198	
	負担金	3,227	1,997	1,230	
	納付金	2,618	1,793	825	
	資金より受入	268,439	78,828	189,611	
	借入金	80,400	63,919	16,481	
	諸収入	288	1,576	△ 1,289	
	計	525,754	316,254	209,500	
	支出				
	業務経費	461,831	259,549	202,282	
	借入金償還	64,400	53,750	10,650	
	人件費	2,741	2,338	403	
	一般管理費	918	670	248	
	その他支出	586	431	155	
	計	530,476	316,738	213,738	

注：表示金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

注：畜産業振興事業費の次年度への予算繰越額は、肉用牛経営安定対策補完事業1,064百万円、養豚経営安定対策補完事業12百万円、堆肥舍等長寿命化推進事業1百万円、畜産特別支援資金融通事業44百万円、畜産経営災害等総合対策緊急支援事業4,760百万円、畜産副産物適正処分等推進事業775百万円、畜産経営安定化飼料緊急支援事業6百万円、酪農経営支援総合対策事業2,076百万円、国産乳製品等競争力強化対策事業4,081百万円、和牛生産者臨時経営支援事業5,030百万円、食肉流通改善合理化支援事業4百万円、酪農緊急パワーアップ事業2,560百万円、インパウンド等牛乳乳製品消費拡大緊急対策事業59百万円、和牛肉需要拡大緊急対策事業342百万円、和牛肉需要開拓支援緊急対策事業827百万円、和牛肉需要開拓支援緊急対策事業342百万円、和牛肉需要開拓支援緊急対策事業827百万円、

国産畜産物利用安定化対策事業981百万円です。

注：糖価調整事業費の次年度への予算繰越額は、システム構築等に係る経費2百万円です。

注：でん粉価格調整事業費の次年度への予算繰越額は、システム構築等に係る経費2百万円です。

注：一般管理費の次年度への予算繰越額は、公用車の購入に係る経費6百万円です。

## 決算報告書

## 畜産勘定

(単位：百万円)

区分		予算額	決算額	差額	備考
畜産 (肉畜・食肉等) 関係	収入				
	運営費交付金	448	448	-	
	その他の政府交付金	41,844	41,903	△ 60	
	拠出金	5,580	5,382	198	
	調整資金より受入	61,660	28,790	32,870	注1
	畜産業振興資金より受入	176,352	33,513	142,838	注1
	諸収入	16	1,250	△ 1,235	注2
	計	285,899	111,287	174,612	
	支出				
	業務経費	231,560	104,926	126,634	
畜産 (酪農・乳業) 関係	肉用牛肥育及び肉豚経営安定交付金等事業費	120,110	31,664	88,445	注3
	畜産業振興事業費	111,450	73,262	38,188	注4
	情報収集提供事業費	-	-	-	
	肉用子牛勘定へ繰入	53,891	10,068	43,823	注5
	人件費	448	373	75	注6
	一般管理費	-	-	-	
	計	285,899	115,367	170,532	
	収入				
	運営費交付金	70	70	-	
	その他の政府交付金	11,308	11,308	-	
情報収集提供	拠出金	0	1	△ 0	
	調整資金より受入	-	-	-	
	畜産業振興資金より受入	27,545	16,491	11,054	注1
	諸収入	-	27	△ 27	注2
	計	38,923	27,896	11,027	
	支出				
	業務経費	38,853	23,672	15,182	
	肉用牛肥育及び肉豚経営安定交付金等事業費	-	-	-	
	畜産業振興事業費	38,853	23,672	15,182	注4
	情報収集提供事業費	-	-	-	
法人共通	肉用子牛勘定へ繰入	-	-	-	
	人件費	70	58	12	注6
	一般管理費	-	-	-	
	計	38,923	23,730	15,194	
	収入				
	運営費交付金	108	108	-	
	その他の政府交付金	241	204	37	注7
	拠出金	-	-	-	
	調整資金より受入	-	-	-	
	畜産業振興資金より受入	-	-	-	
	諸収入	44	31	13	注7
	計	393	343	50	
	支出				
	業務経費	285	235	50	
	肉用牛肥育及び肉豚経営安定交付金等事業費	-	-	-	
	畜産業振興事業費	-	-	-	
	情報収集提供事業費	285	235	50	注7
	肉用子牛勘定へ繰入	-	-	-	
	人件費	108	91	18	注6
	一般管理費	-	-	-	
	計	393	325	68	
	収入				
	運営費交付金	235	235	-	
	その他の政府交付金	197	174	23	注5
	拠出金	-	-	-	
	調整資金より受入	-	-	-	
	畜産業振興資金より受入	37	33	4	注1
	諸収入	110	150	△ 40	注2
	計	579	591	△ 13	
	支出				
	業務経費	-	-	-	
	肉用牛肥育及び肉豚経営安定交付金等事業費	-	-	-	
	畜産業振興事業費	-	-	-	
	情報収集提供事業費	-	-	-	
	肉用子牛勘定へ繰入	14	13	2	注5
	人件費	323	303	20	注6
	一般管理費	225	206	19	
	計	562	521	40	

区分	予算額	決算額	差額	備考
合計	収入			
	運営費交付金	860	860	-
	その他の政府交付金	53,589	53,589	-
	拠出金	5,580	5,382	198
	調整資金より受入	61,660	28,790	32,870
	畜産業振興資金より受入	203,934	50,038	153,896
	諸収入	170	1,458	△ 1,288
	計	325,793	140,117	185,676
	支出			
	業務経費	270,698	128,832	141,865
	肉用牛肥育及び肉豚経営安定交付金等事業費	120,110	31,664	88,445
	畜産業振興事業費	150,303	96,933	53,370
	情報収集提供事業費	285	235	50
	肉用子牛勘定へ繰入	53,905	10,080	43,825
	人件費	948	824	124
	一般管理費	225	206	19
	計	325,776	139,943	185,833

注：表示金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

注：畜産業振興事業費の次年度への予算繰越額は、肉用牛経営安定対策補完事業1,064百万円、養豚経営安定対策補完事業12百万円、

堆肥舎等長寿命化推進事業1百万円、畜産特別支援資金金融通事業44百万円、畜産経営災害等総合対策緊急支援事業4,760百万円、

畜産副産物適正処分等推進事業775百万円、畜産経営安定化飼料緊急支援事業6百万円、酪農経営支援総合対策事業2,076百万円、

国産乳製品等競争力強化対策事業4,081百万円、和子牛生産者臨時経営支援事業5,030百万円、食肉流通改善合理化支援事業4百万円、

酪農緊急パワーアップ事業2,560百万円、インバウンド等牛乳乳製品消費拡大緊急対策事業59百万円、

和牛肉需要拡大緊急対策事業342百万円、和牛肉需要開拓支援緊急対策事業827百万円、

国産畜産物利用安定化対策事業981百万円です。

注：一般管理費の次年度への予算繰越額は、公用車の購入に係る経費2百万円です。

注1：業務経費等が見込みより下回ったことによる減

注2：補助金返還金等が見込みより上回ったことによる増

注3：交付金の発動が見込みより下回ったことによる減

注4：畜産業振興事業費に対する補助事業費が見込みより下回ったことによる減

注5：肉用子牛勘定において、業務経費等が見込みより下回ったことによる減

注6：超過勤務の縮減等により、見込みより下回ったことによる減

注7：食肉関係の調査が見込みより下回ったことによる減

## 決算報告書

## 補給金等勘定

(単位：百万円)

区分		予算額	決算額	差額	備考
畜産（酪農・乳業）関係	収入				
	その他の政府交付金	33,090	33,090	-	
	業務収入	21,536	19,933	1,603	
	諸収入	-	-	-	
	計	54,627	53,024	1,603	
	支出				
	業務経費	58,077	53,726	4,351	
	加工原料乳補給金等事業費	37,485	37,204	281	
	輸入乳製品売買事業費	20,592	16,522	4,070	注 1
	人件費	188	155	33	注 2
法人共通	一般管理費	-	-	-	
	計	58,266	53,881	4,384	
	収入				
	その他の政府交付金	10	10	-	
	業務収入	455	245	210	注 3
	諸収入	0	2	△ 2	注 4
	計	465	257	207	
	支出				
	業務経費	-	-	-	
	加工原料乳補給金等事業費	-	-	-	
合計	輸入乳製品売買事業費	-	-	-	
	人件費	123	113	10	
	一般管理費	341	144	197	注 5
	計	465	257	207	
	収入				
	その他の政府交付金	33,100	33,100	-	
	業務収入	21,991	20,179	1,812	
	諸収入	0	2	△ 2	注 4
	計	55,091	53,281	1,810	
	支出				
	業務経費	58,077	53,726	4,351	
	加工原料乳補給金等事業費	37,485	37,204	281	
	輸入乳製品売買事業費	20,592	16,522	4,070	注 1
	人件費	312	268	44	注 2
	一般管理費	341	144	197	注 5
	計	58,730	54,138	4,592	

注：表示金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

注：加工原料乳補給金等事業費の次年度への予算繰越額は、加工原料乳生産者補給交付金等1,441百万円です。

注：一般管理費の次年度への予算繰越額は、公用車の購入に係る経費0百万円です。

注 1：乳製品の買入数量が見込みより下回ったことによる減

注 2：超過勤務の縮減等により、見込みより下回ったことによる減

注 3：一般管理費の減少等により業務収入充当額が見込みより下回ったことによる減

注 4：契約違約金による増

注 5：消費税の支払いが見込みより下回ったことによる減

## 決算報告書

## 野菜勘定

(単位：百万円)

区分		予算額	決算額	差額	備考
野菜 関係	収入				
	運営費交付金	500	500	-	
	国庫補助金	6,281	6,267	14	
	野菜事業負担金	3,227	1,997	1,230	注1
	野菜事業納付金	2,618	1,793	825	注1
	野菜生産出荷安定資金より受入	2,845	-	2,845	注2
	諸収入		3	△ 3	
	計	15,470	10,560	4,910	
	支出				
	業務経費	15,173	9,272	5,901	
情報 収集 提供	野菜生産出荷安定事業費	11,245	7,247	3,998	注3
	野菜農業振興事業費	3,927	2,025	1,903	注4
	情報収集提供事業費	-	-	-	
	人件費	298	272	25	
	一般管理費	-	-	-	
	計	15,470	9,544	5,926	
	収入				
	運営費交付金	105	105	-	
	国庫補助金	-	-	-	
	野菜事業負担金	-	-	-	
法人 共通	野菜事業納付金	-	-	-	
	野菜生産出荷安定資金より受入	-	-	-	
	諸収入		1	△ 1	
	計	105	105	△ 1	
	支出				
	業務経費	55	38	17	
	野菜生産出荷安定事業費	-	-	-	
	野菜農業振興事業費	-	-	-	
	情報収集提供事業費	55	38	17	注5
	人件費	50	45	4	
合計	一般管理費	-	-	-	
	計	105	84	21	
	収入				
	運営費交付金	166	166	-	
	国庫補助金	-	-	-	
	野菜事業負担金	-	-	-	
	野菜事業納付金	-	-	-	
	野菜生産出荷安定資金より受入	-	-	-	
	諸収入	112	106	6	
	計	279	273	6	
支出	支出				
	業務経費	-	-	-	
	野菜生産出荷安定事業費	-	-	-	
	野菜農業振興事業費	-	-	-	
	情報収集提供事業費	-	-	-	
	人件費	162	131	31	注6
	一般管理費	115	105	10	
	計	278	236	41	
	収入				
	運営費交付金	771	771	-	
合計	国庫補助金	6,281	6,267	14	
	野菜事業負担金	3,227	1,997	1,230	注1
	野菜事業納付金	2,618	1,793	825	注1
	野菜生産出荷安定資金より受入	2,845	-	2,845	注2
	諸収入	112	110	2	
	計	15,854	10,938	4,915	
	支出				
	業務経費	15,227	9,310	5,917	
	野菜生産出荷安定事業費	11,245	7,247	3,998	注3
	野菜農業振興事業費	3,927	2,025	1,903	注4
	情報収集提供事業費	55	38	17	注5
	人件費	510	449	61	注6
	一般管理費	115	105	10	
	計	15,853	9,864	5,988	

注：表示金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

注：一般管理費の次年度への予算繰越額は、公用車の購入に係る経費1百万円です。

注1：野菜事業負担金及び野菜事業納付金等の収入が見込より下回ったことによる減

注2：支出が見込より下回ったことによる減

注3：交付金等が見込より下回ったことによる減

注4：助成金等が見込より下回ったことによる減

注5：調査費用の節減を図ったことによる減

注6：超過勤務の縮減等により、見込より下回ったことによる減

## 決算報告書

## 砂糖勘定

(単位：百万円)

区分		予算額	決算額	差額	備考
特産関係	収入				
	運営費交付金	531	531	-	
	国庫補助金	1,513	733	780	注1
	その他の政府交付金	10,105	10,105	-	
	業務収入	26,748	26,773	△ 26	
	借入金	78,192	63,919	14,272	注2
	諸収入	-	-	-	
	計	117,088	102,062	15,026	
	支出				
	業務経費	53,686	48,791	4,895	
情報収集提供	糖価調整事業費	42,532	39,411	3,120	
	砂糖生産振興事業費	1,513	625	888	注3
	国庫納付金	9,642	8,755	887	
	情報収集提供事業費	-	-	-	
	借入金償還	63,200	53,750	9,450	注4
	人件費	383	340	43	注5
	一般管理費	-	-	-	
	その他支出	265	155	110	注2
	計	117,535	103,036	14,499	
	収入				
法人共通	運営費交付金	121	121	-	
	国庫補助金	-	-	-	
	その他の政府交付金	-	-	-	
	業務収入	-	-	-	
	借入金	-	-	-	
	諸収入	-	-	-	
	計	121	121	-	
	支出				
	業務経費	52	38	14	
	糖価調整事業費	-	-	-	
合計	砂糖生産振興事業費	-	-	-	
	国庫納付金	-	-	-	
	情報収集提供事業費	52	38	14	注6
	借入金償還	-	-	-	
	人件費	70	62	8	注5
	一般管理費	-	-	-	
	その他支出	49	49	-	
	計	171	149	21	
	収入				
	運営費交付金	396	396	-	
合計	国庫補助金	-	-	-	
	その他の政府交付金	-	-	-	
	業務収入	-	-	-	
	借入金	-	-	-	
	諸収入	3	4	△ 0	
	計	399	400	△ 0	
	支出				
	業務経費	-	-	-	
	糖価調整事業費	-	-	-	
	砂糖生産振興事業費	-	-	-	
	国庫納付金	-	-	-	
	情報収集提供事業費	-	-	-	
	借入金償還	-	-	-	
	人件費	231	192	39	注5
	一般管理費	168	152	16	
	その他支出	227	227	-	
	計	626	572	55	
	収入				
合計	運営費交付金	1,048	1,048	-	
	国庫補助金	1,513	733	780	注1
	その他の政府交付金	10,105	10,105	-	
	業務収入	26,748	26,773	△ 26	
	借入金	78,192	63,919	14,272	注2
	諸収入	3	4	0	
	計	117,609	102,583	15,026	
	支出				
	業務経費	53,738	48,829	4,909	
	糖価調整事業費	42,532	39,411	3,120	
	砂糖生産振興事業費	1,513	625	888	注3
	国庫納付金	9,642	8,755	887	
	情報収集提供事業費	52	38	14	注6
	借入金償還	63,200	53,750	9,450	注4
	人件費	684	594	90	注5
	一般管理費	168	152	16	
	その他支出	541	431	110	注2
	計	118,332	103,757	14,575	

注：表示金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

注：糖価調整事業費の次年度への予算繰越額は、システム構築等に係る経費2百万円です。

注：一般管理費の次年度への予算繰越額は、公用車の購入に係る経費1百万円です。

注1：事業計画が見込みより下回ったことによる減

注2：当年度の借入金が見込みより下回ったことによる減

注3：事業支出が見込みより下回ったことによる減

注4：前年度の借入金が見込みより下回ったことによる減

注5：超過勤務の節減等により、見込みより下回ったことによる減

注6：調査費用の節減を図ったことによる減

## 決算報告書

## でん粉勘定

(単位：百万円)

区分		予算額	決算額	差額	備考
特 産 関 係	収入				
	運営費交付金	190	190	-	
	業務収入	8,735	8,870	△ 135	
	借入金	2,209	-	2,209	注 1
	諸収入	-	-	-	
	計	11,134	9,061	2,073	
	支出				
	業務経費	10,170	8,762	1,408	
	でん粉価格調整事業費	4,830	3,422	1,408	注 2
	国庫納付金	5,340	5,340	0	
情 報 収 集 提 供	情報収集提供事業費	-	-	-	
	借入金償還	1,200	-	1,200	注 3
	人件費	96	71	25	注 4
	一般管理費	-	-	-	
	その他支出	22	0	22	注 5
	計	11,488	8,833	2,656	
	収入				
	運営費交付金	41	41	-	
	業務収入	-	-	-	
	借入金	-	-	-	
法 人 共 通	諸収入	-	-	-	
	計	41	41	-	
	支出				
	業務経費	29	21	8	
	でん粉価格調整事業費	-	-	-	
	国庫納付金	-	-	-	
	情報収集提供事業費	29	21	8	注 6
	借入金償還	-	-	-	
	人件費	12	9	3	注 4
	一般管理費	-	-	-	
合 計	その他支出	6	-	6	注 5
	計	47	30	17	
	収入				
	運営費交付金	166	166	-	
	業務収入	-	-	-	
	借入金	-	-	-	
	諸収入	0	0	△ 0	
	計	167	167	-	
	支出				
	業務経費	-	-	-	
合 計	でん粉価格調整事業費	-	-	-	
	国庫納付金	-	-	-	
	情報収集提供事業費	-	-	-	
	借入金償還	-	-	-	
	人件費	112	67	46	注 4
	一般管理費	54	50	5	
	その他支出	16	-	16	注 5
	計	183	116	67	
	収入				
	運営費交付金	397	397	-	
合 計	業務収入	8,735	8,870	△ 135	
	借入金	2,209	-	2,209	注 1
	諸収入	0	0	△ 0	
	計	11,342	9,268	2,073	
	支出				
	業務経費	10,199	8,783	1,416	
	でん粉価格調整事業費	4,830	3,422	1,408	注 2
	国庫納付金	5,340	5,340	0	
	情報収集提供事業費	29	21	8	注 6
	借入金償還	1,200	-	1,200	注 3
	人件費	221	146	74	注 4
	一般管理費	54	50	5	
	その他支出	45	0	45	注 5
	計	11,719	8,979	2,739	

注：表示金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

注：でん粉価格調整事業費の次年度への予算繰越額は、システム構築等に係る経費2百万円です。

注：一般管理費の次年度への予算繰越額は、公用車の購入に係る経費0百万円です。

注 1：当年度末に借入金が発生しなかったことによる減

注 2：でん粉原料用いも交付金等の交付数量が見込みより下回ったことによる減

注 3：前年度の借入金が見込みより下回ったことによる減

注 4：超過勤務の縮減等により、見込みより下回ったことによる減

注 5：当年度に臨時損失として見込んでいた国庫納付金の減

注 6：調査費用の節減を図ったことによる減

## 決算報告書

## 肉用子牛勘定

(単位：百万円)

区分		予算額	決算額	差額	備考
畜産 (肉畜・食肉等) 関係	収入				
	運営費交付金	45	45	-	
	畜産勘定より受入	53,891	10,068	43,823	注1
	諸収入	-	0	△ 0	
	計	53,937	10,113	43,823	
	支出				
	業務経費	53,891	10,068	43,823	
	肉用子牛補給金等事業費	53,891	10,068	43,823	注2
	人件費	45	37	9	注3
	一般管理費	-	-	-	
	計	53,937	10,105	43,832	
法人共通	収入				
	運営費交付金	19	19	-	
	畜産勘定より受入	14	13	2	注1
	諸収入	2	2	△ 0	
	計	35	34	1	
	支出				
	業務経費	-	-	-	
	肉用子牛補給金等事業費	-	-	-	
	人件費	21	20	1	
	一般管理費	14	13	2	
	計	35	32	3	
合計	収入				
	運営費交付金	65	65	-	
	畜産勘定より受入	53,905	10,080	43,825	注1
	諸収入	2	2	△ 0	
	計	53,972	10,147	43,825	
	支出				
	業務経費	53,891	10,068	43,823	
	肉用子牛補給金等事業費	53,891	10,068	43,823	注2
	人件費	66	56	10	注3
	一般管理費	14	13	2	
	計	53,972	10,137	43,835	

注：表示金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

注：一般管理費の次年度への予算繰越額は、公用車の購入に係る経費0百万円です。

注1：業務経費等が見込みより下回ったことによる減

注2：生産者補給交付金の発動が見込みより下回ったことによる減

注3：超過勤務の縮減等により、見込みより下回ったことによる減

## 監事監査報告

独立行政法人通則法第19条第4項及び第38条第2項の規定に基づいて、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の令和5事業年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）、利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

### 1 監事監査の基本方針

機構は、国の政策を着実に実施していくために、多額の公金を扱う公的な機関として、厳正な業務運営が求められている。監事は、理事長と同様に農林水産大臣から任命された独立の機関として、機構の業務を監査することにより、その健全な業務運営を確保し、内部統制の確立に資する責務を負う。

### 2 監査の方法及びその内容

監事は、監事監査規程及び監事監査計画に基づき、理事長、副理事長、理事、業務監査室、企画調整部及びその他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報収集及び監査環境の整備に努めた。

役員会、幹部会、年度計画の進捗点検・評価を行う四半期ヒアリング、その他の重要な会議に出席し、かつ決裁文書等を閲覧し、役職員等からの職務の執行状況についての報告・説明を受け、農林水産大臣に提出する書類を調査・作成した。

また、役員（監事を除く。以下同じ。）の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。）について、3地方事務所の監事監査を含め、職員にその整備・運用の状況について必要に応じて説明を求めた。加えて昨年度に引き続き48名の職員への個別非公開インタビューを実施し、業務課題や職場風土等の現況について率直な意見を聴取した。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書並びに事業実績

報告書の会計に関する部分について検証するに当たって、会計監査人が独立の立場を保持し、適切な監査を実施しているかを監視するため、会計監査人から職務の執行状況の報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

主として、以上の方針により、機構の令和5事業年度に係る監査を行った。

### 3 監査結果

- (1) 機構の業務は、国内外の農畜産業を取り巻く環境が変化している中、国民の消費生活に不可欠な畜産物、野菜、砂糖及びでん粉の安定供給を図るために、多額の公的資金を預かって、国の施策を迅速・的確に遂行することである。機構はこの責務を深く自覚し、誇りと緊張感を持った役職員等により、法令等に従い中期目標の着実な達成に向けて運営されているものと認める。
- (2) 役員の職務執行に関する不正・法令違反等の重大な事実等は認められない。
- (3) 会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査方法及び結果は相当であると認める。
- (4) 事業報告書は、法令等に従い、機構の状況を正しく示しているものと認める。

### 4 独立行政法人改革に関する基本的な方針等、閣議決定等で特に定められた監査事項

#### (1) 給与水準の状況

平成17年度以降の給与構造の見直しと、平成19年度に導入した新人事制度により給与抑制策を継続している。令和5年度の対国家公務員年齢・地域・学歴勘案ラスパイレス指数は102.2（前年度101.9）と、国家公務員とほぼ同一の水準を維持している。

#### (2) 理事長の報酬水準の妥当性

理事長は、機構の代表としてその業務を総理し、法人経営に関する最終的な責任と権限を有する。機構が目的とする農畜産業及び関連産業の健全な発展と国民消費生活の安定に寄与するため、経営安定対策、需給調整・価格安定対策、緊急対策、情報収集提供業務等を統括しつつ、関係機関との連携を図るなど、強いリーダーシップを發揮し、機構の業

務を的確に遂行している。

報酬は、行政事業型の成果目標達成法人の長の平均報酬水準（19,066千円）を下回っており、妥当であると考える。

### （3）随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況

自律的な調達の合理化のため、「競争入札の拡大」と真に必要な場合を除く「一者応札の解消」を重点取組事項としている。

新たな随意契約に際しては、機構内に設置した「随意契約等審査委員会」による事前審査、外部有識者と監事で構成する「契約監視委員会」での点検・審議を実施している。やむを得ず随意契約とする場合も一般競争入札に準じた予定価格作成を通じて価格の妥当性を十分検証した上で交渉する姿勢を徹底している。

令和5年度の契約件数は287件、契約金額は185億円で対前年度比44億円の増額となっている。増額の主要因は輸入乳製品の価格上昇によるものである。このうち競争性のある契約は201件で183億円、競争性のない随意契約が86件で3億円であった。

一者応札は、契約件数47件で8億円と、対前年度比で件数4件減、金額2億円の増額となっている。47件のうち23件がシステム保守業務委託関連、15件が海外での調査業務委託であり、ほとんどが契約相手の選択肢が限られる専門性の高い分野であり、増額の主要因は、システム保守業務委託の一部において一者応札になったことによるものであり、妥当な契約内容と考える。

## 5 その他、特に留意して監査した事項

役職員等が業務の特性を理解し、緊張感とより高いモチベーションを持って業務に邁進できるよう、業務を的確に執行する前提としての適正な組織運営の観点からの内部統制及び業務改善を進めている。

また、機構の関係先（出資先、補助事業実施主体等）に関する懸案事項についても注視して対応している。

### （1）人事関連について

令和元年度以降、能力・実績重視の人事と給与への適切な反映、人的資源の充実とその有効活用に継続的に取り組んでいる。

ア 目標の「困難度・重要度」を評価要素として織り込む等のメリハリの利いた人事評価を心掛けている。

イ 人事異動については担当理事の意見を踏まえ、生産現場への行政サービス向上と職員個々の能力を最大化出来る適材適所の人員配置を心掛けている。シニア職員の人財活用の観点から、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）に準じ、令和6年度より定年の段階的引き上げ、待遇改善を図るべく人事諸規程を改正した。

今後の機構運営にはシニア層の活躍も不可欠であり、各人の適性や専門性に沿った目標設定・職務執行とともに、蓄積されたノウハウの継承が重要と考える。

ウ 職員の業務遂行能力向上のため、階層別・部門別・ITリテラシー向上・女性活躍などの研修が実施され、内容の充実も図られた。令和6年度も職員の更なる業務遂行能力向上のため、時代に即し実務に役立つ研修内容を期待する。

令和6年3月に「えるぼし認定」をいち早く取得し、引き続き上位の「プラチナえるぼし」や「くるみん認定」を取得するべく取り組んでいる。

## （2） 双方向コミュニケーションに向けた取組

ア 理事長との直接・定期的打合せの実施

令和5年度は、理事長と監事の打合せを計4回実施し、機構が対処すべき課題や取り巻くリスクについて意見交換するとともに、改めて理事長の業務運営方針を聴取した。今後もぜひ継続実施したい。

理事長が自らの言葉で語る役職員等との直接のコミュニケーションは、トップの考え方や思いを浸透させ、健全な組織運営に有効であることから、今後も機会を捉えて是非実施いただきたい。理事長によるシニア層との個別面談等も隨時行われており、風通しの良い、自由に意見を言える職場作りのために双方向のコミュニケーションを益々増やすよう、対応いただきたい。

イ 即一報体制の整備

業務中に異例特殊事態及びその兆候に気付いた場合に、「即一報」を徹底することを決定した。即一報後の経過報告・最終結論・再発防止施策を通じて、役職員の異例特殊事態への感度を高め、危機回避能力の向上にも繋げるものとして令和5年8月に運用を開始し、

機構内の周知徹底を図っている。

### (3) 業務品質・効率の改善

P MO及びPJ MOを新設するとともに、ITリテラシー向上のため各種システム研修を実施した。

電子決裁システムの導入により、令和5年10月1日からペーパレス化・押印廃止が図られた。また、DX水準底上げのため令和6年3月にDX推進方針を策定し、各セグメント代表メンバーによるDX検討チームを立ち上げ、業務改善に向け検討を開始した。

適性と意欲ある人材を選抜し、現在の所属部署と併任で投入する「組織横断」の人事施策も始まっており、今後も必要に応じて形を変える柔軟さを持った機構組織の運営を進めていただきたい。

一方で、即一報体制の整備もあり、業務上のミスの報告件数が令和4年度に比べ増加している。特に公表資料・データの誤りの増加が顕著であった。「契約野菜安定供給事業及び契約野菜収入確保モデル事業に係る平均取引価額の算定誤りについて（お詫び）」（令和5年11月10日公表）においては、関係する道県・契約野菜生産者にお詫びと事情説明を実施し、問題収束に向け対応中である。関係者と早期に円満解決できるよう努めてもらいたい。

ミス発生時には即一報体制の下、情報を共有し、類似ミスも含め再発防止に努めると同時にDXを推進し、業務品質・効率の改善に取り組んでもらいたい。

ネットワークシステム全体の保全管理に、社外アドバイザーを起用してセキュリティレベルの向上を目指し、事務負担軽減と正確性を求めて消費税確定申告書作成業務及び税務相談業務を税理士会に、社会保険関連手続を社会保険労務士に委託と、外部リソースの積極的な活用も行なわれている。

### (4) コンプライアンスの推進

令和5年度も年2回の「コンプライアンス推進週間」において、役職員等全員参加を前提にコンプライアンスチェックによる理解度の確認等に取組んだ。このほかにも、eラーニング研修、外部講師研修、アンケート調査、自己点検等が実施された。また、昨年度の監事による役職員へのインタビュー等で、「もっと気軽に利用できる相談窓口が欲しい」との意見が複数聞かれていたことに対し、「なんでも相談

デー」の設置という形で迅速な対応をしたことで、コンプライアンスに関する機構の意識の高さを改めて役職員等に示す結果ともなった。機構役職員等のコンプライアンス意識は引き続き非常に高く、基本的な運用面で特に懸念すべき留意点等は無い。

#### (5) 機構としての関係先に関する懸案事項

食肉センター等 26 者の機構出資先に対する令和 4 年度決算ヒアリング等により、取り巻く環境及び経営状況の把握に努めた。出資先は、畜産農家の減少、電熱費高騰、施設老朽化、人員不足等さまざまな課題を抱えていると同時に、食肉輸出拡大への期待が大きい。引き続き出資先及び農林水産省等関係者と経営課題の共有に努めてもらいたい。

### 6 監事所見

監査結果に述べたとおり、業務執行上重要な問題は見受けられない。ただし、さまざまな取り組むべき課題は山積していると思われる。令和 6 年度も理事長のリーダーシップの下、ガバナンスを効かし、全役職員は、意見を交わしやすく満足度の高い職場作りに努め、DX を推進し、コスト意識を持って業務改善に取組み、ステークホルダーとは連携を強化し、食料の安定供給に関わる業務を通じて国民へのより良いサービスの実現に向けて最善を尽くしてもらいたい。

令和 6 年 6 月 21 日

独立行政法人農畜産業振興機構

監事 守山 郁雄

監事 渡邊 雅一

## 独立監査人の監査報告書

令和6年6月24日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 天羽 隆 様

有限責任 あづさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉田 秀樹

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 富樫 高宏

### ＜財務諸表監査＞

#### 監査意見

当監査法人は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第39条の規定に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第21期事業年度の全ての勘定に係る勘定別財務諸表（勘定別利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）を除く。以下同じ。）、すなわち、勘定別貸借対照表、勘定別行政コスト計算書、勘定別損益計算書、勘定別純資産変動計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び勘定別附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）並びに法人単位財務諸表、すなわち、法人単位貸借対照表、法人単位行政コスト計算書、法人単位損益計算書、法人単位純資産変動計算書、法人単位キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び法人単位附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の全ての勘定に係る勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人農畜産業振興機構の各勘定及び法人単位の令和6年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の運営状況及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。独立行政法人の監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、独立行政法人から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽表示の要因とならない独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分）及び事業報告書（会計に関する部分を除く。）である。独立行政法人の長の責任

は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表等に対する監査意見等の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見等を表明するものではない。

財務諸表等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する独立行政法人の長及び監事の責任

独立行政法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために独立行政法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正及び誤謬並びに違法行為により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに独立行政法人の長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす要因となることに十分留意して計画し、監査を実施する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び独立行政法人の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

＜利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告＞

#### 会計監査人の報告

当監査法人は、通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第21期事業年度の全ての勘定に係る勘定別利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）並びに全ての勘定に係る勘定別決算報告書及び法人単位決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

当監査法人の報告は次のとおりである。

- (1) 全ての勘定に係る勘定別利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、独立行政法人農畜産業振興機構の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 全ての勘定に係る勘定別決算報告書及び法人単位決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとめごとに決算の状況を正しく示しているものと認める。

#### 独立行政法人の長及び監事の責任

独立行政法人の長の責任は、法令に適合した利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）を作成すること、財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示す事業報告書を作成すること、並びに独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとめごとに決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

#### 会計監査人の責任

会計監査人の責任は、利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているか、並びに決算報告書が独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとめごとに決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

#### ＜報酬関連情報＞

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、独立行政法人の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、事業報告書の7持続的に適正なサービスを提供するための源泉（2）に記載されている。

#### 利害関係

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上